記載例

この記載例は、協議離婚で、婚姻前の氏・戸籍にもどる場合です。
裁判離婚の記載例は、弘前市ホームページに掲載しています。

届出時に住民登録をしている住所を記入してください。
お引越しや、世帯を別にするなど、住民登録が変更になる場合は、別に届出が必要です。離婚届のみでは住所は変更にはなりません。

離婚届

受理 令和 年 月 日 第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

令和 □ 年□□ 月□□ 日届出
あて先） 青森県弘前市長

	夫	妻
（フリガナ）氏名	ヒロサキ ジョウ / 弘前 城	ヒロサキ サクラ / 弘前 桜
生年月日	昭和・平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	昭和・平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
住所（住民登録をしているところ）	弘前市大字白銀町 1 番地 1 番 号 弘前アパート204号	弘前市大字りんご町 一丁目 2 番地 3 番 号
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	弘前市大字白銀町 1 番地 1 番	
筆頭者の氏名	弘前 城	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 弘前 太郎 / 母 弘前 花子 / 続き柄 長男 / 養父 / 養母 / 続き柄 養子	妻の父 白神 富士男 / 母 白神 雪子 / 続き柄 二女 / 養父 / 養母 / 続き柄 養女
離婚の種別	✔協議離婚 / □調停 令和 年 月 日成立 / □審判 令和 年 月 日確定 / □和解 令和 年 月 日成立 / □請求の認諾 令和 年 月 日認諾 / □判決 令和 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 ✔妻 は ✔もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる / 青森市津軽一丁目 12 番地 3 番 筆頭者の氏名 白神 雪子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 弘前一郎、弘前二郎
同居の期間	平成・令和 ○ 年 ○ 月 から 平成・令和 ○ 年 ○ 月 まで（同居を始めたとき）（別居したとき）	
別居する前の住所	弘前市大字白銀町 1 番地1 弘前アパート 番 204号	
別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業	□ 1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4．３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5．１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
その他		
届出人署名（※押印は任意）	夫 弘前 城 印	妻 弘前 桜 印
事件簿番号		

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先	
電話	090 −1234 −5678 夫
	080 −9876 −5432 妻

必ず日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

(2) 離婚や死亡している場合でも氏名を記入してください。

(3)(4) ・消せるボールペンは使用できません。
・署名は必ず本人が自署してください。

(5) 未成年の子がある場合は、それぞれ親権を行う子の氏名をフルネームで記入してください。
令和８年４月１日以降に提出する場合は、「離婚届の別紙」へ記入してください。

(6)(7)

(8)

必ず本人が自署してください。押印は任意です。

記入の注意
鉛筆や消えやすいイン
筆頭者の氏名欄には、
いる人の氏名を書いて
外国人のうち、次の地
国籍に代えて地域を記
1 台湾
2 パレスチナ（ヨル
[そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

届出時の本人確認
届出の際、窓口で本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）を提示いただき本人確認を実施しています。
本人確認書類を提示できない場合でも届出はできますが、後日お知らせを送付させていただきます。

必ず本人が署名してください。押印は任意です。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	弘前 花子 印	白神 雪子 印
生年月日	昭和・平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	昭和・平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
住所	弘前市大字白銀町 1 番地 1 番 号	弘前市大字りんご町 一丁目 2 番地 3 番 号
本籍	弘前市大字白銀町 1 番地 1 番	青森市津軽一丁目 12 番地 3 番

夫婦間での話合いで決めた離婚は全て「協議離婚」です。
この場合は、離婚する当事者以外の成人２人が証人欄に署名する必要があります。

「和解」や「調停」等は裁判離婚で、裁判所からの書類が必要です。
この場合、届出人は夫婦の一方で、証人欄の署名は不要となります。

□には、
今後も
に別の
同居を
届け出
す。 場合には，子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
・未成年の子がある場合は，次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
・経済的に自立していない子（未成年の子に限
□養育費の分担について取決めをしてい
取決め方法：（□公正証書 □それ以外
□まだ決めていない。

未成年の子、経済的に自立していない子がいる場合は、こちら、または令和８年４月１日以降に提出する場合は「離婚届の別紙」へ記入してください。

婚姻時に氏が変わった方は次の中から選んで書いてください。
ア）婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる
→「もとの戸籍にもどる」に☑し、婚姻前の本籍、筆頭者を記入してください。
※もどる戸籍が既に除籍になっている場合は、もどれません。
イ）婚姻前の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る
→「新しい戸籍をつくる」に☑し、新本籍を記入してください。筆頭者は本人です。
ウ）婚姻中の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る
→この欄は記入せずに、
別紙「離婚の際に称していた氏を称する届（77条の2の届）」を提出してください。

◆離婚届は、土曜・日曜・祝日及び時間外（午後５時～翌日午前８時30分）でも届出することができます。
この場合、日直等で取り扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください。

◆住民登録変更の届出は、平日の午前８時30分～午後５時までになりますので、土曜・日曜・祝日及び時間外に離婚届を提出する場合には、後日改めて住民登録変更の届出をしてください。

0